

核兵器禁止条約への参加を求める意見書

7月7日、ニューヨークの国連本部で、核兵器禁止条約が圧倒的多数の賛成で成立した。広島・長崎への原爆投下から70年以上を経て、ついに核兵器を禁止する条約が成立したことは、核兵器廃絶に向けた画期的な前進である。条約には国連加盟国(193カ国)の3分の2近くに及ぶ122カ国が賛成し、100以上の市民団体も交渉に参加した。議長を務めたコスタリカのエレン・ホワイ氏も「広島・長崎の被爆者や核実験の被害者も重要な役割を果たした」と高く評価している。

一方、米国や英国、フランス、ロシア、中国など核兵器保有国は条約に反対し、「核の傘」の下にある約40カ国の政府も交渉に参加しなかった。唯一の戦争被爆国である日本も米国への配慮から交渉に参加しなかった。

米英仏は条約成立後の共同声明で「核抑止の政策と整合性がない」「北朝鮮による核開発計画の脅威に対する解決策を示さない」と批判して条約に対立する姿勢を示した。

日本の別所浩郎国連大使は、「日本は核保有国と非保有国が協力する中で核兵器のない世界を目指している」として、「日本は署名しない」と明言している。

確かに、核兵器保有国の参加を得て、条約が実効性をもつには困難が予想される。

しかし、人類史上初めて核兵器の非人道性を身をもって体験した日本は、核の傘の下で条約に背を向けるのではなく、核兵器禁止条約の立場に立って粘り強く核兵器保有国を説得する役割を果たすべきである。非核・平和都市宣言を行い、「世界から核兵器の廃絶を」のスローガンをかかげる町の議会としても、核兵器廃絶に向けた政府の果たす役割として、下記のとおり強く求めるものである。

記

1. 核兵器禁止条約に参加すること。
2. それまでの間は、オブザーバーとして締約国の会合および再検討会に参加すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年9月25日

宮城県美里町議会議長 吉田 眞悦

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	伊達忠一	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
内閣官房長官	菅義偉	殿
外務大臣	河野太郎	殿
防衛大臣	小野寺五典	殿